家電製品輸入販売事業者は、家電製品の販売に当たって、再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫がなされた製品を輸入販売することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

家電製品製造事業者及び家電製品輸入販売事業者は、部品等に含有される特定物質について、その種類及び含有率の把握その他の措置により当該物質を管理し、その情報の提供に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備すること。さらに、家電製品製造事業者に部品等を供給する事業者は、家電製品製造事業者が行う部品等に含有される特定物質の種類及び含有率に関する情報の提供に協力すること。

②　特定家電製品に用いられる原材料として脱炭素化再生資源の利用の促進を図る観点から、特定家電製品を製造する事業者は、特定家電製品の製造に当たって、再生プラスチックの利用に努めること。また、これを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

自ら輸入した特定家電製品を販売する事業者は、特定家電製品の販売に当たって、再生プラスチックの利用がなされた特定家電製品を輸入販売することに努めること。また、これを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

(8)　(9)　（略）

金属製家具に係る再生資源

金属製の収納家具、金属製の棚等の金属製家具に用いられる鉄、木材等を分別し、これらの再生資源としての利用の促進を図る観点から、金属製家具製造事業者は、金属製家具の製造に当たって、再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

(10)　(11)　（略）

密閉形蓄電池に係る再生資源

①　密閉形蓄電池に用いられる鉄、鉛、ニッケル、コバルト、カドミウム等の再生資源としての利用の促進を図る観点から、密閉形蓄電池を使用する機器を製造する事業者は、密閉形蓄電池の取り外しが容易な構造の採用その他の構造の工夫、当該機器が密閉形蓄電池を使用する機器である旨その他再生資源の利用の促進に係る事項の機器等への表示等に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

密閉形蓄電池を使用する機器を製造する事業者及び密閉形蓄電池を使用する機器を自ら輸入して販売する事業者は、使用済密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進を図るため、使用済密閉形蓄電池（使用済密閉形蓄電池を容易に取り外すことが困難な電源装置、携帯電話用装置又は加熱式たばこデバイスにあっては、それぞれ使用済電源装置、使用済携帯電話用装置又は使用済加熱式たばこデバイス。以下この①及び④において同じ。）の回収を行う拠点の整備その他の措置を講ずることにより、使用済密閉形蓄電池の自主回収に努めること。

②　（略）

③　密閉形蓄電池を再生資源として利用する事業者等は、使用済密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進を図るため、再生された鉄、鉛、ニッケル、コバルト、カドミウム等の品質の向上のための技術開発、これに資する設備の整備等を推進するとともに、使用済密閉形蓄電池に係る再生資源の安定的引取体制の整備を図ること。

④　（略）

家電製品輸入販売事業者は、家電製品の販売に当たって、再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫がなされた製品を輸入販売することに努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な知識の向上に努めること。

家電製品製造事業者及び家電製品輸入販売事業者は、部品等に含有される特定物質について、その種類及び含有率の把握その他の措置により当該物質を管理し、その情報の提供に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備すること。さらに、家電製品製造事業者に部品等を供給する事業者は、家電製品製造事業者が行う部品等に含有される特定物質の種類及び含有率に関する情報の提供に協力すること。

（新設）

(8)　(9)　（略）

金属製家具に係る再生資源

金属製の収納家具、金属製の棚等の金属製家具に用いられる鉄、木材等を分別し、これらの再生資源としての利用の促進を図る観点から、金属製家具を製造する事業者は、金属製家具の製造に当たって、再生資源としての利用が可能な原材料の使用及び製品構造の工夫に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。

(10)　(11)　（略）

密閉形蓄電池に係る再生資源

①　密閉形蓄電池に用いられる鉄、鉛、ニッケル、コバルト、カドミウム等の再生資源としての利用の促進を図る観点から、密閉形蓄電池を使用する機器を製造する事業者は、密閉形蓄電池の取り外しが容易な構造の採用その他の構造の工夫、当該機器が密閉形蓄電池を使用する機器である旨その他再生資源の利用の促進に係る事項の機器等への表示等に努めること。また、これらを実施するための社内体制を整備するとともに、必要な技術の向上に努めること。さらに、使用済密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進を図るため、密閉形蓄電池を使用する機器を製造する事業者及び密閉形蓄電池を使用する機器を自ら輸入して販売する事業者は、使用済密閉形蓄電池の回収を行う拠点の整備その他の措置を講ずることにより、使用済密閉形蓄電池の自主回収に努めること。

②　（略）

③　密閉形蓄電池を再生資源として利用する事業者等は、使用済密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進を図るため、再生された鉄、鉛、ニッケル、コバルト、カドミウム等の品質の向上のための技術開発、これに資する設備の整備等を推進するとともに、使用済密閉形蓄電池に係る再生資源の安定的引取り体制の整備を図ること。

④　（略）